

名古屋高等裁判所金沢支部令和元年（行ケ）第1号 選挙無効請求事件

（令和元年10月29日判決言渡）

判決要旨（判断要所の指摘）

（下線を付した部分は判決骨子）

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

**（参議院議員定数配分規定の憲法適合性についての基本的な判断枠組みについて）**

「人口の異動が当該選挙制度の仕組みの下において投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態を生じさせ、かつ、それが相当期間継続して、このような不平等状態を是正するなんらの措置を講じないことが、上記のような複雑かつ高度に政策的な考慮と判断の上に立って行使されるべき国会の裁量的権限に係るものであることを考慮しても、その許される限界を超える」と判断される場合に、初めて議員定数の配分の定めが憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。」

（22頁12行目～19行目）

**（本件定数配分規定の憲法適合性について）**

「（1）本件選挙当日の選挙区間における較差は、福井県選挙区を1とした場合、最大が宮城県選挙区との間の3.00であるが、この1対3.00という投票価値の不均衡は、この数字のみから、直ちに、著しい不平等状態にあったものとはいえないということはいできない。」

（22頁25行目～23頁2行目。その具体的理由については、23頁4行目～24頁21行目のアないしオ参照）

「（2）しかしながら、上記(1)アないしオについては以下の点を指摘することができる。」

（24頁22行目～23行目）

「ア（前略）参議院議員の選挙における投票価値の平等は、憲法上3年ごとに議員の半数を改選することとされていることなど、議員定数の配分に当たり考慮を要する固有の要素があることを踏まえつつ、二院制に係る上記の憲法の趣旨との調和の下に実現されるべきであること（後略）」

（24頁24行目～25頁13行目）

「イ（前略）選挙区間における投票価値の較差を平成27年改正におけるよりも更に縮小するには（中略）現行の選挙制度の仕組み自体を見直す必要がある（中略）そのために

は（中略）参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められるものというべきであり（中略）上記判断をするにはなすべき課題も多く、そのうえで選挙区選出議員のすべての選挙区について、長期的な視点も踏まえ、投票価値の全体的な均衡を調整して区割りや定数の配分を決定することが求められるのであって（中略）そのために、相応の時間をかける必要があるといわざるを得ないから、平成30年改正が選挙制度の仕組み自体を見直すものとなっていないことをもって、国会に委ねられた裁量権を合理的に行使していないとはいえないこと。」

（25頁14行目～26頁17行目）

「ウ（前略）平成30年改正は、（中略）選挙区間の最大較差（人口）は1対2.985（本件選挙当時は3.00倍）とわずかながらも是正されるものであり、再び5倍前後という大きな較差を生じさせることのないよう予め配慮したものでいえなくはないこと。」

（26頁18行目～25行目）

「エ（前略）国会においては、平成29年大法廷判決以降、投票価値の更なる較差是正に向けて、検討、協議を続けたとはいえるもので、（中略）国会は自らが課した国民に対する課題を果たすことができず、かつ、平成30年改正に至る過程でなされた付帯決議は、平成27年改正時の附則と比較して、その決議機関及びその決意の内容において後退したものでいわざるを得ないが、今後における投票価値の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が失われたとまではいえず、国会に委ねられた裁量権を合理的に行使していないとまではいえないこと。」

（26頁26行目～28頁6行目）

「(3) 以上の点を総合すると、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不均衡状態にあったとまではいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということではでない」

（28頁7行目～10行目）